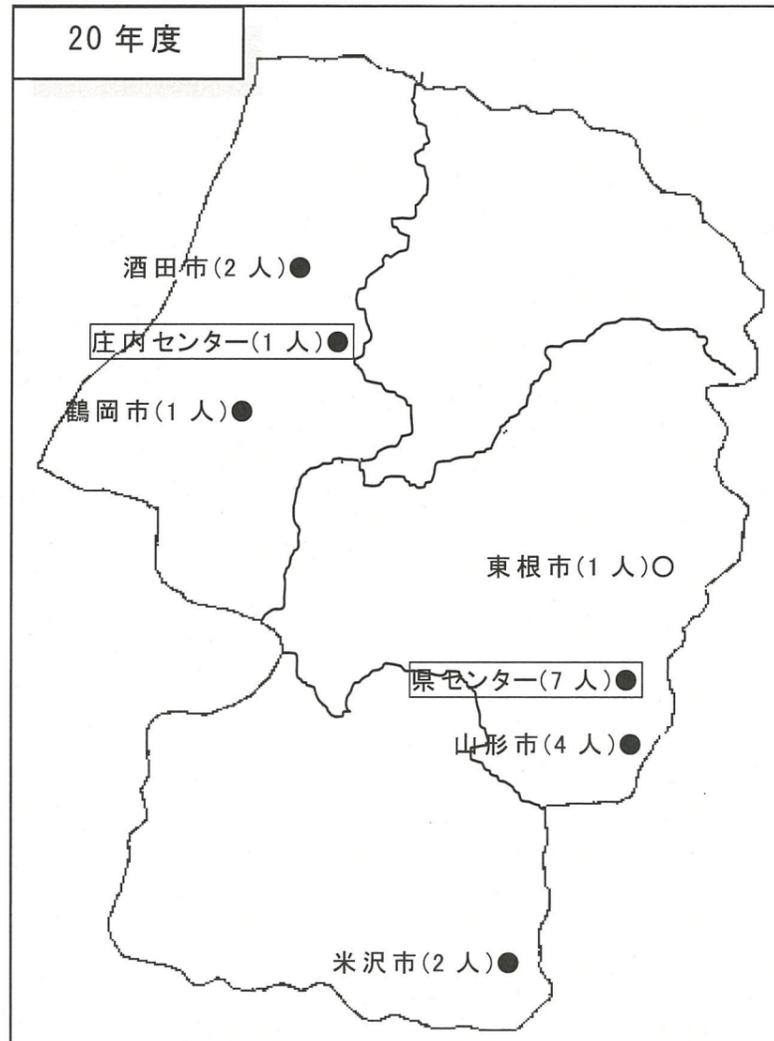


本県の消費者行政の現況



	県	市町村
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人



	県	市町村
消費生活センター	4か所	10か所
消費生活相談員	10人	24人
消費者教育推進員	4人	



	県	市町村
消費生活センター	4か所	10か所
消費生活相談員	9人	25人
消費者教育推進員	4人	

※●:消費生活センター(□は県の機関)
○:消費生活相談員を配置しているが消費生活センターの要件を備えていない相談窓口
【要件】・消費生活相談員の配置
・PIO-NETの設置
・週4日以上相談受付
上記以外の町村:消費生活相談窓口を設置
※消費生活センターの設置については、消費者安全法第10条の2の規定により、条例で定めることとされている。

※消費者教育推進員の配置
H27に、国が配置を推奨する「消費者教育コーディネーター」として配置。担当地域において消費者教育を企画・推進。(H23に新規配置した消費生活啓発員からの振替)
※広域連携による相談体制の構築
協定により消費生活相談体制の構築(消費生活センターの設置及び消費生活相談員の配置)が図られている市町
☆山形定住自立圏(中心市:山形市、上山市・天童市・山辺町・中山町)【H23.7月成立】
★庄内北部定住自立圏(中心市:酒田市、三川町・庄内町・遊佐町)【H26.12月成立】

※広域連携による相談体制の充実
☆…連携中枢都市圏によるもの【R2.1成立(R2.4～事業開始)】
山形連携中枢都市圏
(中心市:山形市、寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町+尾花沢市・大石田町【R3～】…7市7町)
★…定住自立圏構想によるもの【H26～】
庄内北部定住自立圏
(中心市:酒田市、三川町・庄内町・遊佐町…1市3町)